

基幹相談支援センター事業概要

社会福祉法人小牧市社会福祉協議会は、次のとおり基幹相談支援センターとしての事業に取り組む。

設置日	令和5年4月1日（4/1～6/末は準備期間とし稼働は7/1）
管轄部署	相談支援課
職員	7人（委託相談支援事業所担当職員を含む。令和5年4月1日時点想定）

1. 総合的・専門的な相談の実施に関する事

- ① 本会の委託相談支援事業所との一体運営による相談対応
- ② 新規相談についての相談担当者の調整
- ③ 市内の相談支援事業所（市委託・特定）への巡回訪問相談の実施
- ④ 困難ケースに係る相談への対応（他の相談支援専門員との同行面談等）
- ⑤ 重層的支援体制事業における包括的相談支援事業に関する事

2. 地域の相談支援体制の強化に関する事

- ① 事例検討や研修等、市内の相談支援専門員のスキルアップに資することの実施（相談支援連絡会との共同開催を想定）
- ② 関係機関との情報共有、及び市内の相談支援事業所へのその情報の還元
- ③ 各連絡会の定例会議への出席
- ④ 地域の課題の確認と対応策の検討、及び市障がい福祉施策等への反映

3. 地域移行・地域定着の取り組みに関する事

- ① 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ② 地域生活を支えるための体制の整備に係るコーディネート

4. 権利擁護・虐待防止に関する事

- ① 権利擁護及び虐待に関する相談支援
 - ・相談、通報の受理
 - ・情報の収集
 - ・市及び関係者との協議（会議の調整等）
 - ・当該者に関わる支援者への助言
- ② 障がい者等に対する虐待の防止及び差別の解消のための取り組み

5. 医療的ケア児等コーディネーターに関する事

- ① 医療的ケア児等ネットワーク部会の開催
- ② 医療的ケアを必要とする児童と保護者への訪問相談（新規・継続）
- ③ 医療的ケアを必要とする児童及び保護者のニーズへの対応

6. 障害者自立支援協議会の運営に関する事

- ① 障害者自立支援協議会（本会及び運営会議）の開催
- ② 各連絡会の運営に関する事